

中小企業人材育成事業補助金

のご案内

秦野市では、市内の中小企業者が技術力や経営力の強化を図るために行う人材育成事業に要する経費の一部を補助しています。

●補助対象（次のいずれにも該当する中小企業者であること）

- ・市内で事業を営んでおり、かつ、市税等を完納している者
- ・自社の人材育成事業計画に基づいて従業員（事業主も可）の研修を行う者
※研修機関への派遣や企業内研修についても対象とします。
- ・年度内に研修を完了し報告できる者

●補助金額

1企業につき年額100,000円

●補助率

補助対象経費の2分の1
（100円未満の端数切り捨て）

●補助対象経費

研修等に係る経費のうち、研修機関や講師等に支払う費用

※直接研修に係る費用以外の食費、交通費、試験費等は対象外です。ただし、研修を受講し、その研修と付随する試験（合格することが条件）に係る費用については対象とします。

●申請時期

原則として、研修等の受講10日程度前までに申請してください。
（受講開始後の申請不可）。

●申請書類について（申請書等は産業振興課、又は市ホームページにあります）

・提出書類

- | | |
|--|-------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 補助金交付申請書（市様式） | <input type="checkbox"/> 事業計画書（市様式） |
| <input type="checkbox"/> 同意書（市様式） | <input type="checkbox"/> 研修申込書の写し |
| <input type="checkbox"/> 研修内容が確認できる書類の写し | <input type="checkbox"/> その他（ ） |

問い合わせ

〒257-8501 秦野市桜町 1-3-2

秦野市 環境産業部 産業振興課 工業振興・労政担当（西庁舎1階）

電話 0463-82-9646（直通）

